

**平成 30 年度（第 1 回）海上保安庁  
船艇職員・無線従事者・航空機職員採用試験**



**1 試験日程等**

**(1) 受付期間 平成 30 年 5 月 28 日（月）～平成 30 年 6 月 27 日（水）**

郵送による申込は、平成 30 年 6 月 27 日(水)までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。  
持参する場合、受付時間は午前 10 時から午後 5 時までです（土・日曜日及び休日は除く）。

**(2) 試験日等**

	実施日	試験種目	合格者発表日
第 1 次試験	平成 30 年 7 月 22 日(日) 8:30 (受付開始) 8:45 (試験開始) 12:50 (試験終了)	教 養 試 験 (多肢選択式) 作 文 試 験	平成 30 年 8 月 3 日(金) 午前 10 時
第 2 次試験	平成 30 年 8 月 20 日(月) 小樽市、横浜市、神戸市、高松市、 北九州市、那覇市	人 物 試 験 身 体 検 査 身 体 測 定 体 力 検 査	(最終合格発表日) 平成 30 年 9 月 28 日(金) 午前 10 時
	平成 30 年 8 月 24 日(金) 塩釜市、名古屋市、広島市、舞鶴 市、新潟市、鹿児島市		
実 技 試 験	航空機職員（飛行）のみ 平成 30 年 9 月 13 日(木)～ 平成 30 年 9 月 14 日(金) 第 2 次試験通過者に対し、いずれ かの試験日を通知します。	実 技 試 験 (試験地:宮城県岩沼市)	

第 1 次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。

**(3) 合格者の発表**

合格者の発表は、前記日時に各第 1 次試験地に掲示して行うほか、海上保安庁ホームページにも掲載します。

**(4) 採用予定日 平成 31 年 1 月 1 日（火）**

今回の採用試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日（平成 31 年 6 月頃）までに免許等を取得したときは、次期採用予定日に採用することがあります。

**2 試験地**

第 1 次 試験地	小樽市	函館市	釧路市	青森市	塩釜市	第 2 次 試験地	小樽市	塩釜市	横浜市
	横浜市	名古屋市	神戸市	広島市	松山市		名古屋市	神戸市	広島市
	北九州市	佐世保市	舞鶴市	境港市	新潟市		高松市	北九州市	舞鶴市
	高岡市	鹿児島市	那覇市				新潟市	鹿児島市	那覇市

高松市では、航空機職員受験者の第 2 次試験は行われませんので、他の試験地を希望して下さい。

## 3 試験種目・試験の方法

試験	試験種目	内 容	解答時間
第 1 次 試 験	教養試験 (多肢選択式)	海上保安庁職員として必要な一般的な知識についての筆記試験 (出題数：40 問、出題分野：社会、人文及び自然に関する一般的知識 並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)	2 時間
	作文試験	海上保安庁職員として必要な文章による表現力、課題に対する 理解力などについての筆記試験	40 分
第 2 次 試 験	人物試験	人柄、对人的能力などについての個別面接	
	身体検査	主として胸部疾患(胸部エックス線撮影を含む。) 血圧、尿、そ の他一般内科系検査	
	身体測定	身長、体重、視力、色覚、聴力についての測定	
	体力検査	上体起こし、反復横跳び、鉄棒両手ぶら下がりによる身体の筋 持久力等についての検査	
実 技 試 験	実技試験	航空機職員(飛行)受験者について、第 2 次試験通過者を対象に シミュレーターによる実技試験	

第 1 次試験合格者は、「教養試験(多肢選択式)」の成績により決定します。  
「作文試験」は、第 2 次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者(飛行のみ、第  
2 次試験合格者)決定に反映します。

## 体力検査の内容

**基準に達しないものが一つでもある場合は、体力検査で不合格となります。**

上体起こし(筋持久力)・・・ひざを曲げ、おおむきに寝た姿勢で、30 秒間のうち何回上体を起こすことができる  
かを検査します。男子 21 回以上、女子 13 回以上を基準とします。

反復横跳び(敏しょう性)・・・100cm 間隔に引かれた 3 本のライン上で、20 秒間のうち何回サイドステップするこ  
とができるかを検査します。男子 44 回以上、女子 37 回以上を基準とします。

鉄棒両手ぶら下がり・・・水平に設置された直径約 2.8cm の鉄棒を両手で握り、両足を床から離してぶら下が  
り、10 秒以上耐えることができるかを検査します。

**次のいずれかに該当する者は不合格となります。** 申込みには、下記の基準(数値)に十分留意してください。

<航海、機関、通信・技術、整備>

身長が男子 157cm、女子 150cm に満たない者

体重が男子 48kg、女子 41kg に満たない者

視力(裸眼又は矯正)がどちらか一眼でも 0.6 に満たない者

色覚に異常のある者(ただし、職務遂行に支障のない程度の者は差し支えない)

どちらか片耳でも 2,000、1,000、500 各ヘルツでの検査結果をもとに算出した聴力レベルデシベルが、40 デ  
シベル以上の音の失聴のある者

四肢の運動機能に異常のある者

<飛行>

身長が 158cm に満たない者又は 190cm を超える者

体重が男子 48kg、女子 41kg に満たない者

その他操縦士として航空業務に支障のある者

## 4 試験区分・受験資格等

## 船艇職員

試験区分	航海	機関
採用予定数	若干名	若干名
職務内容	配属管区内の巡視船等の乗組み、海上保安官としての業務に従事するほか、航海は船舶の運航業務に、機関は船舶の機関の運転整備業務に従事します。	
受験資格	受験時において有効な電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士(航海)以上の海技免状を有すること(採用日までに資格取得見込みの者(1、2)を含む。) 注意	受験時において有効な五級海技士(機関)以上(内燃機関の限定を含む。)の海技免状を有すること(採用日までに資格取得見込みの者(1)を含む。)

1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和 26 年法律第 149 号) 第 13 条の 2 の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者。

2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者。

注意 平成 26 年 3 月 31 日までに海技士(航海)に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」(平成 26 年国土交通省令第 1 号) 附則第 3 条第 1 項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

## 無線従事者

試験区分	通信・技術
採用予定数	約 15 名
職務内容	配属管区内の巡視船、航空機に乗組み、海上保安官としての業務に従事するほか、船舶等の通信機器の運用管理業務又は海上交通センター等に勤務し、航路標識の管理運営等の業務に従事します。
受験資格	次の 及び に該当すること 次のいずれかに該当する者 イ 高等学校を卒業した者及び平成 30 年 12 月までに高等学校を卒業する見込みの者 ロ 中等教育学校を卒業した者及び平成 30 年 12 月までに中等教育学校を卒業する見込みの者(中学校卒業のみは含みません。) ハ 高等専門学校の第 3 学年の課程を修了した者及び平成 30 年 12 月までに高等専門学校の第 3 学年の課程を修了する見込みの者 ニ その他高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)に合格した者等でイに掲げる者と同等の資格があると認められる者 次のいずれかに該当する者 イ 受験時において、第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者 ロ 受験時において、第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有する者 ハ 受験時において、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者

「無線従事者規則」(郵政省令第 18 号〔H2.3.31〕) 第 6 条～第 8 条の規定に該当する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

## 航空機職員

試験区分	飛行	整備
採用予定数	約 5 名	約 10 名
職務内容	全国の航空基地又は航空機搭載型巡視船の航空機に乗組み、海上保安官としての業務に従事するほか、飛行は航空機の運航業務に、整備は航空機の整備業務に従事します。	
受験資格	<p>次の及びに該当すること 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 高等学校を卒業した者及び平成 30 年 12 月までに高等学校を卒業する見込みの者</p> <p>ロ 中等教育学校を卒業した者及び平成 30 年 12 月までに中等教育学校を卒業する見込みの者(中学校卒業のみは含みません。)</p> <p>ハ 高等専門学校の第 3 学年の課程を修了した者及び平成 30 年 12 月までに高等専門学校の第 3 学年の課程を修了する見込みの者</p> <p>ニ その他高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)に合格した者等でイに掲げる者と同等の資格があると認められる者</p> <p>受験時において国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書(特定操縦技能審査/確認が有効期限内であること)を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者</p> <p>受験時において、国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明を有する者(採用日までに資格取得見込みの者を含む。)</p>	

## この試験を受けられない者

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 成年被後見人、被保佐人
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党の他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 採用日に 60 歳に達している者は、法令の規定により採用することができません。

## 5 受験手続

## (1) 申込用紙請求先

申込用紙は、海上保安庁ホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)からダウンロードできるほか、申込先官署(8 頁参照)及び海上保安庁総務部人事課(〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-3591-6361)で交付します。

郵便で申込用紙を請求する場合、封筒の表に赤字で、船艇職員の場合「試験請求・船艇」、無線従事者の場合「試験請求・無線」、航空機職員(飛行区分)の場合「試験請求・飛行」、航空機職員(整備区分)の場合「試験請求・整備」と書き、140 円切手を同封して下さい。

## (2) 受験申込

受験の申込みは、希望する第 1 次試験地に対応する申込先官署(8 頁参照)に次の書類を提出して下さい。なお、郵便で受験の申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「試験申込」と書き、必ず簡易書留郵便にて送付して下さい。

## 申込書 1 部

必要事項を記入し、写真 1 枚（縦 4cm、横 3.5cm）を貼って下さい。

申込書の「試験区分」欄には「航海」、「機関」、「通信・技術」、「飛行」又は「整備」のうち受験を希望する区分を記入して下さい。

申込書の「第 1 次試験地」及び「第 2 次試験地」欄には、試験地（1 頁下部参照）の中から、それぞれ希望する試験地を記入して下さい。

申込書の受理後における「試験地」の変更は認められません。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更が認められます。

職歴がある場合は、職歴表を添付して下さい。

## 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書 1 部

中学校卒業以後の学歴（中退を含む）全てについて、各学校の卒業（修了）証明書又は在学証明書を提出して下さい。ただし、中学校から引き続き高等学校等に進学して卒業した者は、中学校の卒業証明書は必要ありません。

## 免許等

### 船艇職員

- ・ 海技免状の写し（カラーコピーに限る。）1 部（取得見込みの者は、取得時に提出）

### 無線従事者

- ・ 無線従事者免許証の写し 1 部（取得見込みの者は、取得時に提出）

### 航空機職員

- ・ 技能証明書の写し 1 部（整備のみ）取得見込みの者は、取得時に提出）
- ・ 航空経歴書 1 部（飛行のみ）

必要事項を記入するとともに、航空経歴書の備考欄に定める次の必要書類をそれぞれ添付して下さい。なお、受験時に有する航空関係技能証明等は、もれなく記載して下さい。

無線従事者免許証、航空身体検査証明書又は航空身体検査証明申請書の写し

飛行時間について、最近 1 か月（最近のものがなければ、直近のもので可）フライトログの写し

## 返信用封筒

申込者本人の宛先、郵便番号明記の 6 7 2 円切手を貼った封筒（長形 3 号）

**【注意事項 提出された証明書等は一切お返しできません。】**

## (3) 受験票の交付等

申込書等の提出書類を受理後、受験票を郵送にて交付します。

平成 30 年 7 月 6 日（金）までに受験票が到着しないときは、申込先官署に照会して下さい。

6 試験時に持参するもの

(1) 第 1 次試験

受験票

筆記具（H B の鉛筆はマークシートへの記入に使用するため、必ず持参）

免許等

船艇職員（航海・機関）

受験資格に定める海技免状又は船舶職員養成施設等の卒業（修了）証明書  
若しくは卒業（修了）見込証明書

無線従事者

受験資格に定める免許証又は採用日までに免許を取得できる旨の証明書等

航空機職員

飛行 受験資格に定める技能証明書及び第一種航空身体検査証明書

無線従事者免許証（ただし、当該資格を有する場合に限る。）

整備 受験資格に定める技能証明書又は採用日までに資格を取得できる  
旨の証明書等

(2) 第 2 次試験

受験票

筆記具

運動靴等

証明済みの住民票記載事項証明書（9 頁の用紙）

必ず市役所等で証明を受けて下さい。

受験資格の確認のため、第 2 次試験の人物試験終了後に提出していただきます。

指定期日までに提出しない場合は、受験が無効となりますので、遠方等のため証明に日数がかかる場合は、早めに用意して下さい。

7 最終合格したら

- (1) **最終合格者は、第 2 次試験合格者の中から採用予定者数及び本人の成績等を考慮のうえ、決定します。**

最終合格者には、合格通知書を送付します。合格通知書は、郵便事故等のため延着、不着となる場合もありますので、できるだけ掲示場所又は海上保安庁ホームページで確認して下さい。なお、電話による問い合わせには応じかねますので、ご了承下さい。また、合格通知書が発表の日から 1 週間経っても到着しない場合には、海上保安庁総務部人事課にお問い合わせ下さい。

- (2) **採用者は、最終合格者の中から決定し、別途「採用内定通知書」を送付します。**なお、最終合格者数は、辞退者数を考慮して決定しますので、最終合格者が必ず採用となるものではありません。

- (3) 採用後は、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）において、海上保安官として必要な研修（ ）を約 6 ヶ月間受けた後、船艇職員（航海、機関）の方は、配属管区の巡視船等に、無線従事者（通信・技術）の方は、配属管区の巡視船、航空基地又は海上交通センター等に、航空機職員（飛行、整備）の方は、全国の航空基地又は航空機搭載型巡視船に

それぞれ配属され、勤務することとなります。また、採用後は随時転勤があります。

研修内容等は、海上保安学校門司分校ホームページ (http://www.kaiho.mlit.go.jp/school/moji/) をご覧下さい。

(4) 採用日に次に該当する場合は、採用されません。

「この試験を受けられない者」(4 頁中央) となった場合

受験資格に定める免許等が取消しとなった場合又は免許等を取得見込みの者が免許等を取得できなかった場合

電子海図情報表示装置についての能力限定が解除できない場合 (航海に限る。)

操縦等可能期間内の技能証明書 (特定操縦技能審査 / 確認) 又は有効な第一種航空身体検査証明を有しない場合 (飛行に限る。)

怪我、病気等により研修を受けることが困難となった場合

(5) 無線従事者 (通信・技術) を受験し、採用内定通知書の送付を受けた方で船舶局無線従事者証明を受けていない方は、採用日までに、船舶局無線従事者証明を受けて下さい。

(総合無線通信士又は海上無線通信士の免許を有する者に限る。)

## 8 その他

(1) 直近 2 回の試験実施状況

単位(人)

		船艇職員		無線従事者	航空機職員	
		航海	機関	通信・技術	飛行	整備
前々回	申込者	19	15	14	44	5
	最終合格者	6	8	3	3	1
	採用数 (H30.1.1)	4	8	1	3	1
前回	申込者	24	12	23	33	6
	最終合格者	8	2	4	0	2
	採用数 (H30.7.1)	現在、採用事務手続き中				

(2) 採用後の給与

採用後の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」等の規定に基づき、採用前までの経歴に応じて給与が決定されます。およその金額は次頁をご覧ください。

このほかに質問等ございましたら、下記又は申込先官署までお問い合わせ下さい。

〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 3

海上保安庁総務部人事課任用係 (TEL03-3591-6361)

## 申込先官署（第 1 次試験地）

試験地	申込先	郵便番号	所在地	電話番号
小樽市	第一管区海上保安本部 人事課	047-8560	小樽市港町 5-2	0134-27-0118
函館市	函館海上保安部 管理課	040-0061	函館市海岸町 24-4	0138-42-1118
釧路市	釧路海上保安部 管理課	085-0022	釧路市南浜町 5-9	0154-22-0118
青森市	青森海上保安部 管理課	030-0811	青森市青柳 1-1-2	017-734-2421
塩釜市	第二管区海上保安本部 人事課	985-8507	塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111
横浜市	第三管区海上保安本部 人事課	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1118
名古屋市	第四管区海上保安本部 人事課	455-8528	名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1611
神戸市	第五管区海上保安本部 人事課	650-8551	神戸市中央区波止場町 1-1	078-391-6551
広島市	第六管区海上保安本部 人事課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111
松山市	松山海上保安部 管理課	791-8058	松山市海岸通り 2426 - 5	089-951-1196
北九州市	第七管区海上保安本部 人事課	801-8507	北九州市門司区西海岸 1-3-10	093-321-2931
佐世保市	佐世保海上保安部 管理課	857-0852	佐世保市干尽町 4-1	0956-31-4842
舞鶴市	第八管区海上保安本部 人事課	624-8686	舞鶴市字下福井 901	0773-76-4100
境港市	境海上保安部 管理課	684-0034	境港市昭和町 9-1	0859-42-2532
新潟市	第九管区海上保安本部 人事課	950-8543	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-0118
高岡市	伏木海上保安部 管理課	933-0105	高岡市伏木錦町 11-15	0766-45-0118
鹿児島市	第十管区海上保安本部 人事課	890-8510	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9800
那覇市	第十一管区海上保安本部 人事課	900-8547	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118

## 給与

採用直後における俸給月額（基本給）は、およそ以下のとおりです。

		船艇職員	無線従事者	航空機職員
研修期間中		173,500 円 ~ 321,600 円程度		
研修終了後	巡視船勤務の場合	210,000 円 ~ 366,100 円程度		
	保安部等陸上勤務の場合		173,500 円 ~ 321,600 円程度	
	航空基地（飛行）			195,400 円 ~ 348,300 円程度
	航空基地（整備）			173,500 円 ~ 321,600 円程度

これに加え、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当等の諸手当が支給されるほか、期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）が支給されます。

また基準を満たす場合、昇給等が行われます。



## 住 民 票 記 載 事 項 証 明 書

住所	
	番地 番 号
本籍 ( 都道府県名 )	都道 府県

氏 名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日

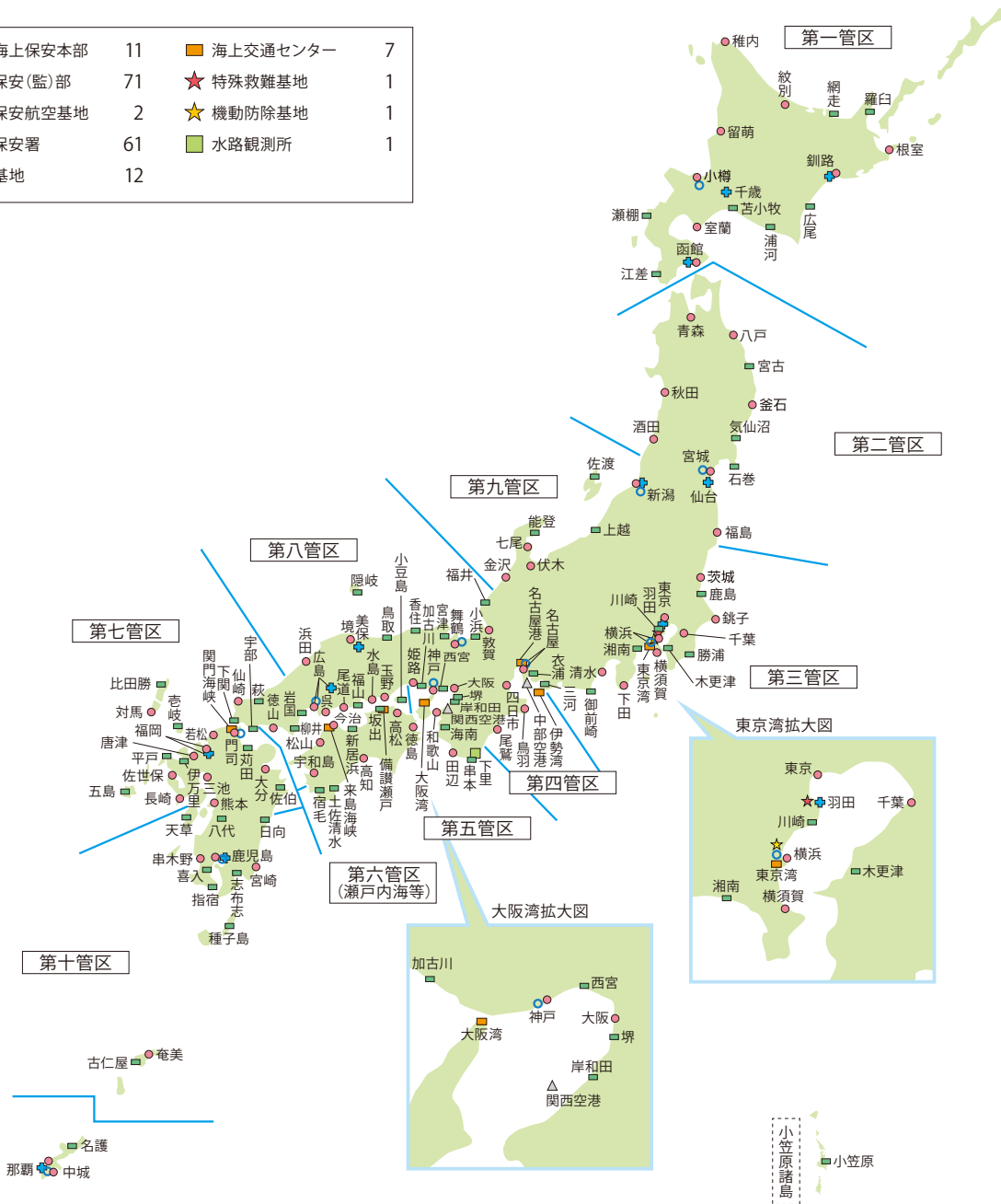
試験区分	
第 1 次試験地	受験番号

上記の事項は住民票に記載のあることを証明する。  
(ただし、本籍の一部については省略している。)

平成 年 月 日  
市区町村長 印

◆管区本部・航空基地・海上交通センター等配置図(平成30年4月1日現在)

○ 管区海上保安本部	11	■ 海上交通センター	7
● 海上保安(監)部	71	★ 特殊救難基地	1
△ 海上保安航空基地	2	☆ 機動防除基地	1
■ 海上保安署	61	■ 水路観測所	1
✈ 航空基地	12		



● 石垣 ● 宮古島